

# はつかいち 21

平成29年10月号

発行人 支部長 星野 泰輝

編集責任者 広報部長 田尾 幸二

## 一 廿日市税務署との連絡協議会が開催されました

日時 平成29年9月6日（水）午後3時20分～午後5時17分

場所 広島サンプラザ 2階

議案 平成29年度における税務実務上の当面の諸問題について

なお、同日午後1時30分から午後3時にかけて研修会が開催されました。

講師は、テーマ1が広島東税務署 酒類指導官 筆頭酒類指導官 岸本 勇雄様、テーマ2が廿日市税務署 管理運営第一部門 統括徴収官 福本 崇様でした。ありがとうございました。

テーマ1 「改正酒税法」

テーマ2 「クレジット納付」



## 二 連絡協議会の税理士会提出議題と、廿日市税務署の回答について

税理士会議題提出者 議題1 青木 春好副支部長  
議題2 林谷 悟副支部長  
議題3 杉山 謙一郎副支部長  
議題4 杉山 謙一郎副支部長  
税務署回答者 藤本 弘行副署長

### 1 税務調査について

#### (1) 税務調査について

私ども税理士は、税務調査は、すべての納税者の適正申告の推進及び租税負担の公平を図ることなどの理由から必要なものと理解し、税務調査に対して真摯に協力することといたしております。

そうした中、税務調査に対する私どもが考えている問題点について、今までの協議会において、常に議題として提出させていただいております。

当局におかれましては、税務調査に対する過去の協議会における要望等についての回答は、調査の必要性については述べられますが、どのように税務調査の改善を具体的に図っているという説明もあまりなく、改善されているという実感を持つことができていないのが現状です。

そのような中、本日は過去において数度あるいは毎度議題に提出しているものから、2点述べさせていただきます。

#### ① 調査期間について

まずは、当局におかれましては、納税者にとって税務調査を受けることは、場合によっては10年に一度あるかないかの非日常的なことで、相当の精神的負担がかかっていることを理解していただきたいと思っております。

また、調査の方法・内容によっては、納税者の税務当局に対する印象を悪くし、適正申告に対する意欲がそがれる場合があることも承知していただきたいと思っております。

調査期間については、ここ数年その調査期間が伸びている現状に鑑み述べさせていただきます。税理士会が行っている税務調査に関するアンケートの調査期間と調査日数の関連をみますと次のような状況となっております。

アンケートの回答はすべての調査についての結果ではありませんが、調査日数(たぶんこの日数は臨場調査を受けた日数であり反面調査等の日数は入っていないとは思いますが)、10日以上かかっているものが391件に対し調査期間が30日以上というのが1,484件あります。また30日以上調査期間は全調査件数の38.1%となっております。

この現状はどのように考えれば良いのでしょうか。私が調査に立会した時のことを申し上げますと、調査担当者の指摘事項に納得し修正の意向を示してからも、調査担当者からは、自分たちも早く終了したいが、「審理担当のチェックに時間がかかっている」とか「上司の了解がなかなか得られない」とのことで修正申告の提出

については待つように指示され、調査期間が長くなったことがあります。また同時に「国税の予納申請書」を提出し納税のみを先行されても良いとの指導も受けました。また、このような話は他の先生方からもたびたび聞いております。

このような理由で長期の調査に至ったということがすべてであるとは申しませんが、若しそのような理由により調査期間が延びているとすれば、それは納税者の責めに帰するものではなく当局の内部事情により調査期間が長くなっているものがあると言わざるを得ません。

当局におかれましては調査期間の実情について把握し、調査期間の短縮についての改善策を真剣に考えていただいているのでしょうか。現状から見る限りそのような取組みがなされていないのではないのかとの感覚を持たざるを得ない状況となっております。

当局が把握されている調査期間の現状と改善を図るために、具体的にどのような施策をとられているのかご説明をいただけたらと思います。

## ② 反面調査について

反面調査についても、さいさい議題に挙げさせていただいております。

私も税理士も、反面調査がどうしても必要な場合があることも理解しております。

しかしながら、こうして議題に挙げさせていただいているのは、なかなか反面調査の対象及びその内容について改善が図られているとは思えない現状があるからであります。

アンケートの結果、反面調査により取引先との関係が悪くなったなどの回答が寄せられ、当局に対する信頼感がなくなったなどの問題点が生じていると思われるからであります。

反面調査に行かれる前に納税者に聴取等をしていただければ、解決しただろうと思われるものに対しても、いきなり反面調査をされているのがあったとか、やみくもに反面調査をされたなどの話も聞いております。

また、先ほど申し上げた調査期間が長期化している原因の一つにもなっているとのアンケート結果もあります。

反面調査について、一つ逆の面からの話をさせていただきたいと思います。

昨事務年度に、私に関与している納税者が反面調査の対象となったときの状況を一つの例として述べさせていただきます。納税者に対して直接に「お宅の取引先についての調査に数日後に伺うので3年分の帳簿と請求書、領収書等の書類を用意して欲しい」との依頼がありました。また、「その際、請求書、領収書についてはコピーまたは写真を撮らしていただきたい」との依頼もありました。当納税者から私の方にその対応方法等についての連絡がありました。当納税者が大規模な納税者であったことから、私から調査担当者に連絡し「3年分の帳簿は用意するが、当該取引の請求書、領収書を抽出するためには、相当の事務負担がかかる」こと、また、「調査担当者の方が抽出するために3年分のすべての請求書等を用意するとすれ

ば、その量は会議室いっぱいになるほどの量である」ことを説明し、まずは取引の状況だけを把握していただいた上で、請求書等の確認はそこからどれでもよいから、一部の確認ですますことはできないかとのお願いをしました。また、その取引の把握についてはよろしければ、納税者に取引明細をシステムにより作成させるとの話をしていただきました。その結果、実際には、その取引明細を納税者方に取りにこられ、「必要によっては、後日、一部の請求書等の確認をさせていただく」との話をして帰られたようですが、その後はまったく連絡はありませんでした。そうした状況から、本当に反面調査の必要性があったのか疑問を抱いたことがあります。

また、異なる事案ではありますが、反面調査の対象となった納税者から、「取引先は一体どのような申告等をしているのか」との不満を聞いたこともあります。場合によっては、そのことによって、そこの取引を縮小し、他の取引先にだんだんと移っていった場合もあることも承知しております。

このような話を申し上げたのは、反面調査は場合によっては調査対象者にとって大切な取引先をなくすことがあること。また、反面調査先にとっても、自分のことではないのにも関わらず相当の負担がかかること、また、その取引先に対して、あまり良い感触をもたなくなる場合があります。

当局におかれては、反面調査をされる前にその取引内容等についてまずは納税者から十分な聴取を行い、それでも反面調査が必要であるのならば、反面調査について必要性などを納税者の理解を得られるような十分な説明をした上で行っていただきたいと思えます。

また、そのために統括官をはじめとする幹部職員の方々は、反面調査の必要性やその方法内容を調査担当者に対して徹底した指導・監督を行って、本来の目的である納税者が今後とも意欲的に適正申告ができるような調査となるようにお願いします。

#### 【税務署回答】

##### ①調査期間について

税務調査については、適正かつ適法に実施するとともに、集中的に、また効率的に行い、できるだけ短期間で終了するよう、平素から職員を指導しております。

その中で、帳簿書類の保存に不備がある、あるいは取引形態が複雑であるなど、個々の案件により、調査に日数を要する場合がございます。

納税者、そして、税理士の皆様と、コミュニケーションを図りながら、調査を行うよう、引き続き、職員を指導してまいりますので、御理解とご協力をお願いいたします。

また、調査手続の法制化後、税務調査終了時の事務手続が長期化しているとの御指摘でございますが、調査の結果、更正決定等をすべきと認められる非違がある場合には、法令の定めるところにより、調査結果の内容説明を行うこととなっております。

調査結果の説明を行うためには、納税者及び税理士の皆様の御意見等を踏まえた

上で、非違内容を取りまとめる必要がありますので、質問調査の終了から、調査結果の説明までの間に、時間を要する場合があることを、御理解いただければと思います。

いずれにしましても、税務調査終了時の事務手続に当たっては、更正決定等をすべきと認められない事案を含めまして、できるだけスムーズに行うよう、引き続き、統括官等による復命管理や進行管理の徹底を指導して参りますので宜しく願います。

## ②反面調査について

ご承知のとおり、調査の過程において、取引の真偽や事実関係を確認する必要がある場合には、金融機関や取引先などの反面調査を実施しております。

反面調査に当たっては、取引関係者に理解を得て実施するよう努めておりますが、今回のお話も踏まえ、今一層の丁寧な対応に努めて参りますので、併せて御理解をいただければと思います。

先ほどの議題にもありましたが、反面調査に限らず、税務調査については、集中的かつ効率的に行い、できるだけ短期間で終了するよう、引き続き、職員を指導して参ります。

その中で、相手方の帳簿書類の保存に不備がある、あるいは取引形態が複雑であるなど、個々の案件により、反面調査に日数が掛かる場合がありますので、その点につきまして、ご理解をいただければと思いますので、宜しく願います。

## 2 関係諸団体の指導について

わが国の申告納税制度は、納税者、税務当局、税理士会および商工会等関係諸団体の協力・理解により成り立っているものと思います。

しかし、過去には税務事業援助について、商工会と税理士会の基本的な認識相違から、日税連と中小企業庁及び全国商工会連合会との協議により、「小規模納税者に対する税務事業援助に関する申し合わせ」の協定が成立したと聞いております。

過去再三に渡り、本連絡協議会議題として「当該協定、申し合わせ及び法律等」の遵守徹底について税務当局から関係諸団体に対しての指導をお願いして参りましたが、残念ながら、税務当局からの十分な指導がなされず、なんら改善されているようには見受けられません。

これら「関係諸団体・税理士会」は、税務当局に協力して適正公正な課税の実現に向けて、社会貢献を目指す税務協力団体であります。その協力団体同士の認識の相違を克服すべく「協定」がなされたわけです。

今年の所得税の確定申告においては、マイナンバーについて、各商工会、商工会議所よっての取り組みに大きく差が出ている現実があります。これも税務当局からの指導徹底が行き届かなかった結果が浮き彫りになったように思われます。

これらの現実を踏まえ、税務協力団体が互いに円滑な協調体制が築けるよう、機会があるごとに関係諸団体に対して、「当該協定、申し合わせ及び法律等」の遵守と徹底について、更には、各団体による施策等に対する認識差が生じないように徹

底したご指導を頂きますようお願い申し上げます。

#### 【税務署回答】

お話にありました、商工会等関係諸団体に対する、助言等の必要性や、小規模納税者に対する税務援助の趣旨につきましては、部内の会議・研修等を通じ、統括官等を含め承知しております。

日本税理士会連合会会長と全国商工会連合会会長とで交わされた、「小規模事業者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」など各協定の遵守等につきましては、税務指導者連絡協議会及び事務打ち合わせにおいて、税理士会廿日市支部をはじめとする、各会の役員の方々等にご出席をいただき、協融を重ねているところです。

今後も、これら各協定に沿った円滑な運営が行なわれるよう、情報共有も含め配慮して参りますので、相互の協調関係の推進が図られるよう、一層の御支援をお願いいたします。

### 3 無資格者の税理士行為に対する取り締まりについて

税理士には、有償無償にかかわらず税務に関しての独占業務を法律で定められており、一定の専門的知識とその資質を税理士制度によって担保されております。

納税者は、この専門家としての税理士に対して信頼、安心感を持てるわけで、無資格者による税務相談や申告業務あるいは名義貸しなどの行為は、税務行政や納税者に対して無用な混乱を招くこととなります。

相続税については、その関心の高まりもあって金融機関等において税務相談に類する業務がなされていると聞き及んでいます。

当局におかれましては、無資格者の税理士行為や名義貸し等につきましては、是非とも厳しい取り締まりをなされることを要望致します。

#### 【税務署回答】

税理士法第52条(税理士業務の制限)の規定に違反する者、いわゆる「にせ税理士」を放置することは、納税者に不測の損害を与え、納税義務の適正な実視の妨げになるとともに、税理士制度の適正かつ円滑な運営を阻害し、ひいては、税務行政に対する納税者の信頼を失墜させることに繋がります。

当局におきましては、従来から、「にせ税理士」行為者に対して、的確に指導しており、特に、悪質な違反行為の場合は、告発などの厳正な対処を行ってきたところ です。

また、職員に対しては、「にせ税理士」情報の収集に努めるとともに、違反行為を把握した場合には、機を失することなく対応するよう指示しております。

今後も、中国税理士会廿日市支部の綱紀監察部との連絡・協調を密にして、「にせ税理士」に係る情報交換を積極的に行うとともに、「にせ税理士」への厳正な対処を行うことで、税務行政及び税理士制度の信頼と秩序の維持に努めてまいります。

引き続き、御協力をお願いいたします。

### 4 申告書等閲覧サービスの運用改善について

申告書等の作成にあたり、過去に提出した申告書等の内容を確認する必要がある

場合には、「申告書等閲覧サービス」による閲覧のほか、コピーの交付が受けられる「個人情報開示請求」制度を利用することが出来るようです。

以上を踏まえ、「申告書等閲覧サービス」についての運用改善を要望したいと思います。

具体的には、「申告書等閲覧サービス」による請求があった際には、類似する「個人情報開示請求」制度が存在することを案内して下さい。

また、現状では、書き写すことは許されておりますが、コピーの交付は原則として実施されていません。これを認める方向でご検討下さい。特に、納税者本人による閲覧においては、申告書等は、本人そのものについての個人情報等であり、これを慎重に守るべき事情はありません。

むしろ申告書作成に不慣れな納税者が閲覧時に転記ミスを引き起こすことにより、以後の適正な申告が阻害される不利益があります。

そもそも、「個人情報開示請求」制度では認められているコピー交付を、請求の仕方が違うからとして、拒否する必要はないように思います。

#### 【税務署回答】

申告書等閲覧サービスは、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達」に資すると認められる場合に、その範囲で行政サービスとして実施するもので、具体的には、納税者が申告書等(各種申請書、届出書、請求書を含む。)を作成するに当たり、過去に提出した申告書等の内容を確認する必要があると認められる場合を対象としております。

申告書等閲覧サービスについては、納税者の情報を適切に取り扱うため、申請者が申告書等という個人又は法人の情報を閲覧する権限を有する者であるかを厳格に確認する必要がありますので、本人確認及び代理人となり得る者であるかの確認、さらには本人の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書の提出を求めなど、厳格な取扱いを行っているところです。

また、当該閲覧サービスに当たっては、開示請求と閲覧サービスの内容を申請者に説明しているとともに、閲覧いただいた申告書等については、写しの交付若しくは閲覧して書き写した内容が原本と相違しないことを証明するといったことは行っておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

### 三 租税教室講師追加募集のお知らせ

租税教室開催校は、次のとおり、3校です。

#### 1 湯来南高校

開催日	未定
開催時間	未定
受講者	1クラス(第1学年または第3学年)
募集内容	講師1名

2 廿日市西高校  
開催日 平成29年12月13日(水)  
開催時間 15:20~16:10  
受講者 第3学年(全員)  
募集内容 講師1名

3 廿日市高校  
開催日 平成30年2月14日(水)  
開催時間 15:20~16:10  
受講者 第1学年7クラス(クラス別)  
募集内容 講師7名

講師をご希望される会員は、下欄の回答書にご記入の上、ファックス願います。  
なお、今回の追加募集について、1会員1教室でお願いします。

応募者多数のときはご希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

回答締切り 平成29年10月13日(金) 午前10時まで必着

回答書

平成29年 月 日

広報部長宛

租税教室講師の件

次の租税教室に応募します。

開催校 \_\_\_\_\_ 高校

開催日 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日(注 湯来南高校の応募では記載は要りません)

氏名 \_\_\_\_\_

回答書の送付先 大竹市油見3丁目19-3 森本傳税理士事務所内

ファックス番号 0827-53-3088

四 ボーリング大会

去る9月8日(金)、ミスズガーデンで厚生部主催のボーリング大会が開催されました。支部会員18名が参加し、ボーリング2ゲームと食事会を楽しみました。

ここで、成績を一部掲載します。成績は年齢によるハンデ制です。

一位 田中 雅博 会員 スコア 360点(ハンデを含む。以下同じ)

二位 吉野 勝 会員 スコア 315点

三位 福井 政夫 会員 スコア 292点

私自身が、約20年ぶりとなるボーリングで成績はボロボロ、翌日は日頃の運動不足のせいで筋肉痛に苦しみましたが、楽しい時間を過ごせました。

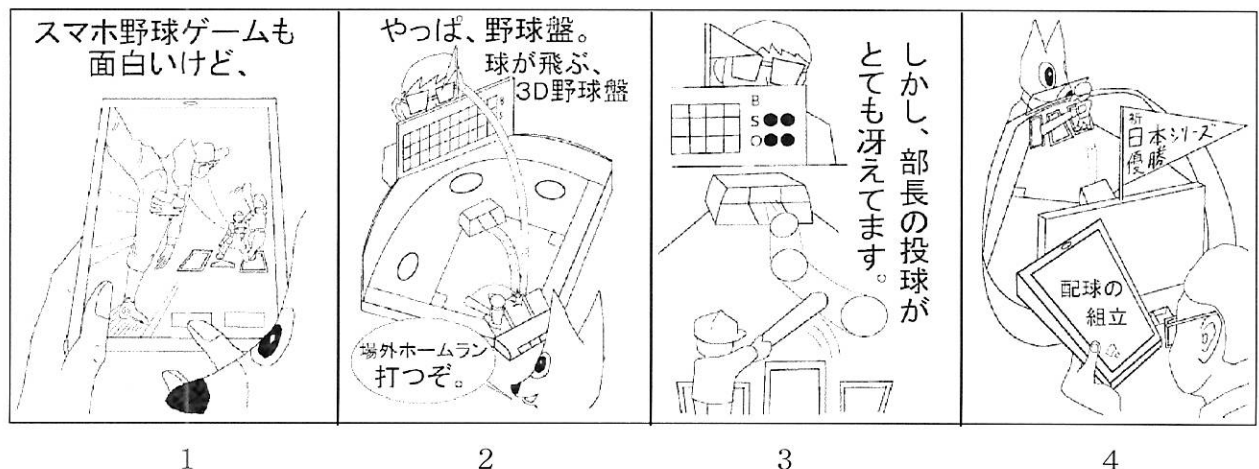


厚生部では、来年度以降もイベントを開催したいと思いますので、会員の皆様方のご参加をよろしくお願い致します。

文：厚生部長 江口 竜哉



四コマ漫画



1

2

3

4